

福島市 通学路交通安全プログラム ～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和7年4月

福島市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年9月から10月にかけて各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「福島市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・福島市教育委員会学校教育課
- ・福島市建設部道路保全課
- ・各支所（飯坂、松川、信夫、吾妻）
- ・福島市建設部路政課
- ・福島警察署交通第一課
- ・福島市市民・文化スポーツ部生活課
- ・福島警察署生活安全課
- ・小学校校長会代表者
- ・福島北警察署交通課
- ・国土交通省福島河川国道事務所
- ・福島北警察署生活安全課
- ・福島県県北建設事務所

※ 令和6年度より、福島市都市政策部開発建築指導課、中学校校長会代表を追加

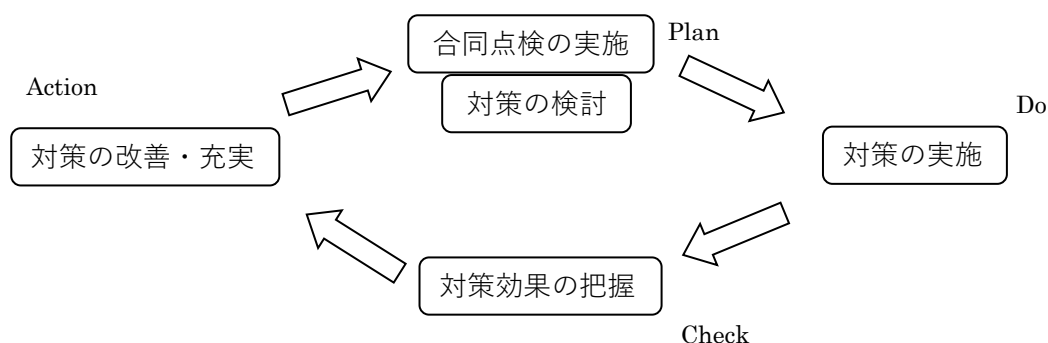
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○ 合同点検の実施時期等

平成26年度（33校）

- ・平成24年度に報告があった危険箇所について引き続き合同点検を実施します。
福島第二小学校、福島第三小学校、清明小学校、三河台小学校、森合小学校、南向台小学校、杉妻小学校、蓬萊小学校、蓬萊東小学校、清水小学校、北沢又小学校、御山小学校、鎌田小学校、瀬上小学校、余目小学校、矢野目小学校、笹谷小学校、吉井田小学校、立子山小学校、佐倉小学校、飯坂小学校、中野小学校、下川崎小学校、鳥川小学校、大森小学校、平田小学校、平石小学校、野田小学校、庭塚小学校、水保小学校、飯野小学校、大久保小学校、青木小学校

平成27年度～令和5年度

（5つの地区を5年に1回ローテーションし、①～⑤の順で実施）

- ①中央地区 第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、清明小学校、
（10校） 三河台小学校、森合小学校、清水小学校、御山小学校
ふくしま支援学校
- ②北部地区 飯坂小学校、平野小学校、湯野小学校、
（9校） 大笹生小学校、笹谷小学校、余目小学校、
矢野目小学校、鎌田小学校、瀬上小学校
- ③東部地区 岡山小学校、月輪小学校、渡利小学校、南向台小学校、
（6校） 立子山小学校、飯野小学校
- ④西部地区 北沢又小学校、吉井田小学校、荒井小学校、
（9校） 佐倉小学校、佐原小学校、野田小学校、庭坂小学校、庭塚小学校、
水保小学校
- ⑤南部地区 杉妻小学校、蓬萊小学校、蓬萊東小学校、大森小学校、
（10校） 鳥川小学校、平田小学校、平石小学校、松川小学校
金谷川小学校、下川崎小学校

令和6年度以降

（中学校19校を地区ごとに①～⑤のローテーションに加え実施）

- ①中央地区 第二中学校、第四中学校、岳陽中学校、清水中学校（4校）
- ②北部地区 信陵中学校、北信中学校、大鳥中学校
西根中学校、平野中学校（5校）
- ③東部地区 第三中学校、渡利中学校、飯野中学校（3校）
- ④西部地区 西信中学校、野田中学校、吾妻中学校（3校）
- ⑤南部地区 第一中学校、蓬萊中学校、松陵中学校、信夫中学校（4校）

令和7年度以降

・ 松川小学校、金谷川小学校、下川崎小学校、松陵中学校（4校）は松陵義務教育学校に再編されるため、⑤南部地区において合同点検を実施します。

○ 合同点検の体制

・ 小、中学校ごとに、学校、本推進会議による合同点検を行います。

○ 合同点検の内容

・ 令和元年度より、防犯の観点を加えた合同点検を行います。

（3）対策の検討

・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、ハード対策やソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（4）対策の実施

・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。
・ 通学路のブロック塀対策にあたっては、福島市都市政策部開発建築指導課と連携を図り実施します。

（5）対策効果の把握

・ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校へのアンケートの実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

（6）対策の改善・充実

・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策一覧表及び対策箇所図の公表

・ 小、中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小、中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、福島市ホームページ上で公表します。

5. その他

・ 緊急に点検が必要と判断される危険箇所の報告があった場合には、随時、対応を検討します。